

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4(2022)年度補正予算概要	1～2
2 令和5(2023)年度予算概要	3～7
3 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子	8～15
4 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子	16～18
5 専決処分の報告について(損害賠償の額について)	19

1 令和4(2022)年度補正予算概要

(1) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
国民健康保険料	△179,998	一般被保険者国民健康保険料減 医療給付費分現年賦課分減 後期高齢者支援金等分現年賦課分減 介護納付金分現年賦課分減	△179,998 △121,109 △37,811 △21,078
道支出金	502,344	保険給付費等交付金増 普通交付金増 特別交付金増	502,344 327,873 174,471
財産収入	967	国民健康保険事業財政調整基金運用収入増	967
繰入金	8,978	一般会計繰入金増 保険基盤安定分増 未就学児均等割保険料分減 職員給与費等分減	8,978 37,697 △989 △27,730
補正額計	332,291		
補正後予算額	28,397,110		

[歳出]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
保険給付費	333,656	療養給付費増 療養費増 審査支払委託費増 高額療養費減 出産育児一時金減 葬祭費減 傷病手当金増	367,210 2,806 5,202 △34,661 △11,784 △900 5,783
基金積立金	967	国民健康保険事業財政調整基金積立金増	967
職員費	△27,730	職員給与費減	△27,730
予備費	25,398		
補正額	332,291		
補正後予算額	28,397,110		

(2) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明
繰入金	△15,711	一般会計繰入金減 職員給与費等分減
繰入金		△15,711 △15,711
補正額計	△15,711	
補正後予算額	4,664,250	

[歳出]

(単位：千円)

科目	補正額	説明
職員費	△15,711	職員給与費減
職員費		△15,711
補正額計	△15,711	
補正後予算額	4,664,250	

2 令和5(2023)年度予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
多重債務対策 関係経費	436	多重債務対策関係経費 436	(道) 消費者行政強化 事業補助金 2,938
地域住民組織 活動推進費	214,365	町会活性化推進事業費 1,085 町会交付金 89,983 地域安全安心促進交付金 290 町会長等研修事業費負担金 608 函館市町会連合会補助金 10,000 町会会館建設費補助金 16,743 町会備品設備整備費補助金 4,804 街路灯設置費等補助金 21,303 街路灯電灯料補助金 69,549	(地方債) 町会会館建設費 補助事業債 12,500
地域人権啓発 活動活性化 事業経費	500	地域人権啓発活動 活性化事業経費 500	(道) 地域人権啓発活 動活性化事業委 託金 500
消費生活向上等 推進費	18,408	消費生活センター管理委託料 15,616 (債務負担行為分) 消費者行政推進費 2,792	(道) 消費者行政強化 事業補助金 3,072 (その他) 消費生活相談業 務負担金 2,902
男女共同参画 推進費	35,866	男女共同参画推進費 1,401 性の多様性理解促進等 事業関係経費 1,000 女性つながりサポート事業費 5,648 女性センター管理委託料 27,617 (債務負担行為分) 函館市女性会議補助金 200	(国) 地域女性活躍推 進交付金 4,198 (その他) 女性センター使 用料 50

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
交 通 安 全 費	179,492	市民交通安全推進費 904 梁川交通公園管理委託料 9,823 (債務負担行為分) 梁川交通公園施設整備事業費 168,765	(道) 交通公園施設整備 費補助金 59,900 (地方債) 交通公園施設整備 事業債 97,200 (その他) 公園使用料 4,087 (その他) 指定寄付金 341
マイナンバー カード関係経費	324,533	マイナンバーカード臨時交付 センター関係経費 254,317 マイナンバーカード 事務所要経費 70,216	(国) 社会保障・税番 号制度個人番号 カード交付事業 費補助金 323,733

(2) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
国民健康保険料	3,976,426	一般被保険者分	3,976,417
		現年賦課分	3,897,685
		医療給付費分	2,726,050
		後期高齢者支援金等分	888,888
		介護納付金分	282,747
		滞納繰越分	78,732
		退職被保険者等分	9
		滞納繰越分	9
使用料及び手数料	8	証明等手数料	7
		督促手数料	1
国庫支出金	655	災害臨時特例補助金	100
		出産育児一時金臨時補助金	555
道支出金	20,621,670	保険給付費等交付金	20,619,758
		普通交付金	20,353,891
		特別交付金	265,867
		健康増進事業費補助金	1,912
財産収入	1,767	国民健康保険事業財政調整基金運用収入	1,767
繰入金	3,095,105	一般会計繰入金	2,845,000
		保険基盤安定分	1,825,428
		未就学児均等割保険料分	7,880
		職員給与費等分	471,651
		出産育児一時金分	37,000
		財政安定化支援事業分	459,477
		その他	43,564
		国民健康保険事業財政調整基金繰入金	250,105
繰越金	1	前年度繰越金	1
諸収入	11,886	延滞金・第三者納付金・返納金等	11,886
合 計	27,707,518		

[歳出]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
総 務 費	175,221	一般管理費 賦課徴収費 特別対策事業費 保険料適正賦課及び収納率向上 特別対策所要経費 医療費適正化特別対策所要経費	60,056 48,835 66,330 43,120 23,210
保 険 給 付 費	20,354,456	療養給付費 療養費 高額療養費 その他保険給付費 (移送費・出産育児一時金・葬祭費等)	17,212,308 125,058 2,902,388 114,702
国民健康保険 事業費納付金	6,577,516	医療給付費分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分	4,834,665 1,322,286 420,565
共同事業拠出金	3	退職者医療事務費拠出金	3
保 健 事 業 費	205,004	特定健康診査等事業費 保健事業費	172,732 32,272
基 金 積 立 金	1,768	国民健康保険事業財政調整基金積立金	1,768
諸 支 出 金	14,300	保険料等過誤納金払戻金 還付加算金	13,800 500
職 員 費	369,250	職員給与費	369,250
予 備 費	10,000		
合 計	27,707,518		

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
後期高齢者医療 保 険 料	3,236,840	現年分 滞納繰越分	3,229,302 7,538
使用料及び手数料	1	督促手数料	1
道 支 出 金	1,434	健康増進事業費補助金	1,434
広域連合支出金	12,746	調整交付金 長寿・健康増進事業費補助金 低栄養防止・重症化予防等事業費補助金 健康診査等受診率向上特別事業費補助金	772 1,949 25 10,000
繰 入 金	1,331,000	一般会計繰入金 保険基盤安定軽減分 職員給与費等分	1,331,000 1,107,191 223,809
繰 越 金	1	前年度繰越金	1
諸 収 入	108,083	後期高齢者医療広域連合受託事業収入, 保険料還付金, 還付加算金ほか	108,083
合 計	4,690,105		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
総 務 費	25,190	一般管理費 徴収費	1,510 23,680
保 健 事 業 費	110,761	健康診査事業費	110,761
後期高齢者医療 広域連合納付金	4,460,492	後期高齢者医療広域連合納付金	4,460,492
諸 支 出 金	10,500	保険料還付金 還付加算金	10,000 500
職 員 費	82,162	職員給与費	82,162
予 備 費	1,000		
合 計	4,690,105		

3 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

出産育児一時金の支給額ならびに保険料の所得割等の賦課割合および後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に関する基準を改め、ならびに地方税法の一部改正に伴う規定の整備等をするため

(2) 改正内容

① 出産育児一時金の支給額の改定（第4条）

出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改める。

② 賦課割合の改定（第13条、第13条の6の5、第13条の10）

保険料の賦課割合のうち、所得割の賦課割合を100分の48から100分の47に改め、均等割の賦課割合を100分の32から100分の33に改める。

③ 賦課限度額の改定（第13条の6の10、第19条）

後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に改める。

④ 保険料軽減判定所得の改定（第19条）

被保険者応益割を減額する基準のうち、5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に改め、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に改める。

⑤ 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（第9条、第11条）

「附則第35条の2の6第11項または第15項」を「附則第35条の2の6第8項または第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

⑥雇用保険法施行規則の一部改正を踏まえた規定の整備（第24条の2）
「雇用保険受給資格者証」の後ろに「または同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

(3) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条および第11条第1項の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(4) 適用区分

改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

改正後の第13条第1項、第13条の6の5第1項、第13条の6の10、第13条の10第1項ならびに第19条第1項および第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、これに3万円を限度として規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料に関する申告または報告)</p> <p>第9条 市長は、保険料の賦課徴収に関し、世帯主に次に掲げる事項について申告または報告をさせることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 世帯主およびその世帯に属する被保険者の前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、これに3万円を限度として規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料に関する申告または報告)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 世帯主およびその世帯に属する被保険者の前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外</p>

国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第11条第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。第19条第1項において同じ。)

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第11条第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。第19条第1項において同じ。)

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の48に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第13条 (略)

- (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の47に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の6の10 第13条の6の3または第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条第2項、第18条および第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の48に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額

(3) (略)

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の5 (略)

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の6の10 第13条の6の3または第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条第2項、第18条および第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項において同じ。）は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 (略)

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額

の100分の32に相当する額を当該年度の
前年度およびその直前の2箇年度の各年
度における介護納付金賦課被保険者の数
等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対し
て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額
は、第10条または第13条の2の基礎賦課額
から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減
額して得た額（当該減額して得た額が65万
円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額および山林
所得金額ならびに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額（世帯主等のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、同号に定める
金額に当該給与所得者等の数から1を減
じた数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額）に当該年度の賦課期日（賦課期
日後に保険料の納付義務が発生した場合
には、その発生した日とする。）現在に
おいてその世帯に属する被保険者の数と
特定同一世帯所属者の数の合計数に28万
5,000円を乗じて得た額を加算した金額
を超えない世帯に係る保険料の納付義務
者であつて、前号に該当する者以外の者
は、アに掲げる額に当該世帯に属する被
保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額
の被保険者均等割額の算定の対象とされ
るものの数を乗じて得た額とイに掲げる
額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者
均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平
等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額および山
林所得金額ならびに他の所得と区分して
計算される所得の金額の合算額が地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額（世帯主等のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、同号に定める
金額に当該給与所得者等の数から1を減
じた数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額）に52万円に当該年度の賦課期日
（賦課期日後に保険料の納付義務が発生

の100分の33に相当する額を当該年度の
前年度およびその直前の2箇年度の各年
度における介護納付金賦課被保険者の数
等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 (略)

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額および山林
所得金額ならびに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額（世帯主等のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、同号に定める
金額に当該給与所得者等の数から1を減
じた数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額）に当該年度の賦課期日（賦課期
日後に保険料の納付義務が発生した場合
には、その発生した日とする。）現在に
おいてその世帯に属する被保険者の数と
特定同一世帯所属者の数の合計数に29万
円を乗じて得た額を加算した金額を超え
ない世帯に係る保険料の納付義務者であ
つて、前号に該当する者以外の者は、ア
に掲げる額に当該世帯に属する被保険者
のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保
険者均等割額の算定の対象とされるもの
の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを
合算した額

ア (略)

イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額および山
林所得金額ならびに他の所得と区分して
計算される所得の金額の合算額が地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額（世帯主等のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、同号に定める
金額に当該給与所得者等の数から1を減
じた数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額）に53万5,000円に当該年度の賦課
期日（賦課期日後に保険料の納付義務が

した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平均割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の2 (略)

(1)～(3) (略)

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証または同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

4 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い，多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請であって移動端末設備を用いるものに関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

利用者証明用電子証明書が搭載された移動端末設備により，多機能端末機から印鑑登録証明書が交付可能となることから，関係規定を整備する。

(3) 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第49条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項および第7項の改正規定ならびに同法第2章第2節第1款の次に1款を加える改正規定（同法第35条の2第1項および第7項に係る部分に限る。）に限る。）の施行の日

函館市印鑑条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年函館市条例第48号)第3条第1項の規定により、前条第1項の規定による申請を行う場合においては、同項の規定にかかわらず、印鑑登録証の添付は、要しないものとする。</p> <p>2 前項の規定による申請は、印鑑登録者が自らこれを行わなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、前条第2項の規定にかかわらず、印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 印鑑登録者が<u>自らの</u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に</p>	<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 印鑑登録者が、<u>自らの</u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「<u>公的個人認証法</u>」という。))第22条第7項の規定により同条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものをいう。) <u>または自らの移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれている電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により当該電磁的記録媒体に同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。))</u>を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することによ</p>

係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。

り第1項の規定による申請を行った場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。

5 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

令和4年12月16日函館市湯川町3丁目14番5号で発生した公用車物損事故による損害賠償の額を令和5年1月25日地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

(2) 損害賠償の額

276,001円

(3) 損害賠償の相手方

函館市に在住する50歳代の男性

(4) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により，令和5年第1回市議会定例会に専決処分した旨の報告をする。